

文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）成果検討委員会
の設置について

令和 2 年 1 0 月 5 日

文化資源活用課長決定

1. 目 的

文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）の補助事業に係る成果検討委員会（以下「成果検討委員会」という。）を設置する。

2. 構 成

成果検討委員会は、文化財多言語解説整備に関し識見を有する外部有識者を含めて構成する。

3. 任 期

成果検討委員会委員の任期は、令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

4. 成果検討委員会の開催

成果検討委員会は、原則、書面による意見聴取を行うものとし、必要に応じて会議を開催する。

5. 成果検討委員会の庶務

成果検討委員会の運営に関する庶務は、文化資源活用課において処理する。